

Q6 相手が後見制度を利用しているかどうか調べることはできますか？

その人から、成年後見制度に基づく**登記事項証明書**を提出してもらう方法があります。

かつての禁治産、準禁治産の制度に代わり、平成12年に導入された成年後見制度の下では、制度を利用している本人と成年後見人（または保佐人、補助人、任意後見人）に関する情報は、戸籍謄本や住民票の写しには記載されず、これらを取得しただけでは、成年後見制度を利用しているかどうか分からない仕組みになっています。

そこで、例えば、自分が成年後見人として本人に代わって手続をする権限のあることを証明したい場合や、相手から成年後見制度を利用していないことの証明を求められた場合には、法務局で発行される登記事項証明書または登記されていないことの証明書を利用することになります。詳しくは、お近くの法務局に確認されるとよいでしょう。

ただし、プライバシー尊重の観点から、本人、配偶者（夫または妻）、一定範囲の親族（両親、祖父母、子供や孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい、いとこなど）、成年後見人（または保佐人、補助人、任意後見人など）、国や地方公共団体の職員といった法律に定められている人でなければ、成年後見制度に基づく登記事項証明書の交付を受けることはできません。したがって、相手が成年後見制度を利用しているかどうかを、相手に内緒で調べることは難しいと思われます。

Q7 近くに住む高齢者が、同居している子供に殴られて大ケガをしたと聞きました。どこかに通報すべきでしょうか？

平成18(2006)年に施行された高齢者虐待防止法（正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）によれば、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者（65歳以上の方）を発見した人は、その高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合は、すみやかに市区町村に通報しなければならぬものとされています。

なお、虐待の事実を確認せずとも、虐待を受けているのではと思われる場合に通報することとされており、生命または身体に重大な危険が生じていない事案では、法律上通報が努力義務とされていますが、早期に虐待防止につなげることから通報を躊躇すべきではないでしょう。

高齢者虐待防止法は、次のような行為を高齢者に対する「虐待」と定めています。

- ① 高齢者にケガをさせるような暴力を振るうこと。
- ② 高齢者が衰弱してしまうほど食事を減らしたり、長時間放置したりすること。
- ③ ひどい暴言を吐いたり、何を聞かれても、何を頼まれても無視し続けたりするなど、高齢者に著しい精神的苦痛（法律上は「心理的外傷」という言葉が使われています）を与えるような発言や振る舞いをする事。
- ④ 高齢者に対してわいせつな行為をしたり、高齢者にわいせつな行為をさせたりすること。
- ⑤ 高齢者の家族など、高齢者の身の回りの世話をしている人や、老人ホームなどの施設の職員が、高齢者の財産を好き勝手に使ったり、処分してしまったりすること。

「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した」との通報を受けた市区町村は、すみやかに事実の確認を行います。また、生命、身体に重大な危険が生じているおそれのある高齢者については、その住まいを立入調査し、関係者から事情を聴くなどして、老人短期入所施設へ入所していただくなど、適切な措置を講じることになります。

Q8 将来、物事を自分で判断することができなくなったときに備えて、だれかに将来のことを任せておきたいのですが、何か良い方法はありますか？

一つの方法として、信頼できる方との間で**任意後見契約**を結んでおくことが考えられます。

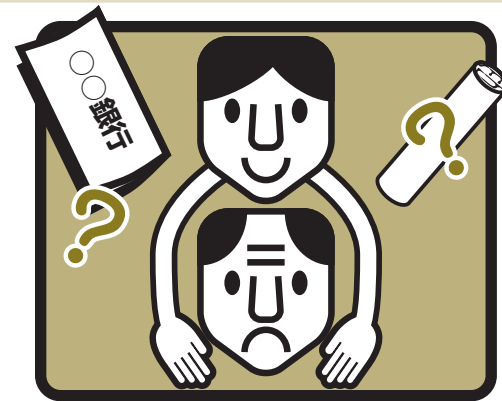
任意後見契約は、ご本人の判断能力が衰えたときに備えて、信頼できる方に**任意後見人**となってもらうことを依頼しておくものです。この契約の内容は、必ず**公正証書**に記載しなければなりません（公正証書の作成は、公正役場で公証人によって行われます）。

任意後見契約の相手方（任意後見受任者）は、ご本人との間で任意後見契約を結んだ後、認知症などの精神上的障がいによりご本人の判断能力が衰えた場合に、本人、配偶者（夫または妻）、一定範囲の親族（両親、祖父母、子供や孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい、いとこなど）、または任意後見受任者自身の申立てにより、家庭裁判所が**任意後見監督人**を選任した時から、任意後見人としての職務（具体的には、任意後見契約で定められた方法によるご本人の財産の管理）を始めることになります。

ただし、破産者などが任意後見受任者となっている場合は、家庭裁判所は、任意後見監督人を選任することができず、任意後見契約も効力を生じません。

成年後見Q&A

法テラス・サポートダイヤルへのお問合せの多いご質問を紹介します。



法的トラブルでお困りの方
迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル ☎ 0570-078374 おなやみなし

法テラス・サポートダイヤルでは全国どこからでもお問合せを受け付けています。

平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00
(日曜祝日・年末年始休業)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分8.5円(税別)で通話することができます。

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

法律問題Q&Aシリーズ ⑥

法テラスは国が設立した公的な法人です。
法テラス・ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

Q1 認知症の高齢者の財産を守る方法として、法律上どのような制度がありますか？

その高齢者の判断能力の程度に応じて**後見(保佐、補助)開始の審判**を受けていただくことが考えられます。

認知症等により事理を弁識する能力(判断能力)がない、または不十分な状態の方は、家庭裁判所でその程度に応じて、後見、保佐または補助開始の審判を受けることができます。このうち後見開始の審判を受けた方**(成年被後見人)**には、その財産を管理する権限を与えられた**成年被後見人**が付されます。成年被後見人は、成年被後見人に代わって(成年被後見人の法定代理人として)、施設への入所契約などの重要な取引を行うこともできます。

また、成年被後見人は、成年被後見人が結んだ契約を後から取り消す権限を持っています。ただし、生活用品の購入など日常的な取引については、後見開始の審判を受けているというだけでは取り消すことはできません。

Q2 実家で暮らす父(母)の後見(保佐、補助)人になりたいのですが、どうすればよいですか？

成年被後見人(保佐人、補助人)を選任することが必要な状態にある方(ご本人)がお住まいの地域を管轄する家庭裁判所に、後見(保佐、補助)開始の審判の申立てをすることが必要です。

後見(保佐、補助)開始の審判の申立ては、本人、配偶者(夫または妻)、4親等内の親族(両親、祖父母、子供や孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい、いとこなど)といった方が行うことができます。

後見(保佐、補助)開始の審判の申立てをする場合には、一般的に、次のような書類を用意しなければなりません。また、ご本人の現在の状況を正確に把握するため、ご本人の資産や負債(借金など)、最近の家計(収入と支出)の内訳などに関する資料の提出を求められる場合があります。家庭裁判所によって運用が異なる可能性がありますので、詳しくは管轄の家庭裁判所にお問合せください。

- ① 申立書類(申立書、財産目録など)
- ② ご本人の戸籍謄本や住民票、登記されていないことの証明書(現在、成年被後見人等として登記されていないことの証明書であり、法務局で交付申請できます)
- ③ 診断書(書式を用意している裁判所もあります)
- ④ 成年被後見人(保佐人、補助人)候補者がいる場合には、その戸籍謄本や住民票

なお、未成年者、破産者などは、成年被後見人(保佐人、補助人)にな

ることができません。また、家庭裁判所は、個々の事案において最も適任と認める者を成年被後見人(保佐人、補助人)として選任しますので、申立書に候補者として記載された者が選任されるとは限りません。

Q3 知り合いが軽い知的障がいのため、悪い人にだまされてしまわないか心配です。守ってもらえるような制度はありませんか？

一つの方法として、**補助開始の審判**を受けていただくことが考えられます。

精神上の障がいにより事理を弁識する能力(判断能力)が不十分な状態にある方は、補助開始の審判を受けることができます。この審判を受けた方**(被補助人)**には、**補助人**が付されます。

補助開始の審判に際しては、補助人の選任に加えて、次のような手続が行われます。

① 同意権付与の審判

被補助人が補助人の同意を得なければならない行為を定める手続です。

② 代理権付与の審判

補助人が被補助人に代わって(被補助人の代理人として)行うことのできる行為を定める手続です。

例えば、①の審判で、「被補助人が債務の保証をするには補助人の同意を得なければならない」と定めておけば、万一、被補助人が悪い人にだまされて借金の連帯保証人になる契約(連帯保証契約)を結ばされてしまった場合でも、補助人の同意を得ていないことを理由にその契約を取り消すことができます。契約を取り消すために、被補助人がだまされた事実を証明する必要はありません。

また、被補助人が不動産(土地や建物)を所有している場合に、②の審判で、その管理について補助人に代理権を付与することを定めておけば、被補助人の生活資金の確保のため、補助人が被補助人に代わって不動産の賃貸借契約を結ぶといった対応も可能になります(ただし、被補助人に与える影響が大きい、被補助人の居住用不動産についての売買、賃貸、抵当権の設定などについては、家庭裁判所の許可が必要となります)。

なお、被補助人になる方は、精神上の障がいはあるものの相当程度の判断能力を持っている場合が多いため、家庭裁判所は、ご本人が同意しない限り、補助開始の審判をすることができません。

また、補助人はその職務を行うに際しては、被補助人の意思を尊重し、その心身の状態や生活の状況に配慮しなければなりません。

Q4 身寄りがいない高齢者のために後見人をつけてあげたいのですが、どうすればよいですか？

その高齢者が、①65歳以上の方、②知的障がいのある方、③精神障がいのある方のいずれかに該当される場合に、その高齢者の福祉のため特に必要があると認めるときは、市区町村長は、その高齢者に後見人等を付すための手続(後見開始の審判等の申立て)を行うことができます。

後見開始の審判等の申立ては、通常、本人、配偶者(夫または妻)、一定範囲の親族(両親、祖父母、子供や孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい、いとこなど)、保佐人や補助人、任意後見人などの法律で定められた人(申立権者)のみに認められており、原則として市区町村長が手続を行うことは許されません。これは、行政機関が住民の権利の行使を制限することにつながる手続を担うことは必ずしも望ましいことではないとの考え方に基づいています。

そのため、市区町村長による後見開始の審判等の申立ては、法律に特別の定めがある場合に限って認められます。具体的には、①の方については老人福祉法、②の方については知的障害者福祉法、③の方については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にそれぞれ特別の定めがあります。また、これらの場合でも、他に申立権者がいないかを調査し、申立権者が見つかった場合はその意向を確認することが一般的です。

Q5 父(母)が精神上の障がいのため、必要がないのに次々とお金を借りてしまいます。後で取り消すことができるような制度はありますか？

例えば、**保佐開始の審判**を受けていただくことが考えられます。

精神上の障がいにより事理を弁識する能力(判断能力)が著しく不十分な状態にある方は、家庭裁判所で保佐開始の審判を受けることができます。保佐開始の審判を受けた方**(被保佐人)**には、**保佐人**が付されます。

被保佐人は、土地の売買、建物の新築や増改築、遺産分割協議への参加、借金、債務の保証などを行うにあたり、保佐人の同意を得なければなりません。もし、被保佐人が保佐人の同意を得ないでこれらの行為をした場合は、その取消しが認められます。

ただし、保佐開始の審判を受ける前にした借金については、審判を受けたという理由だけで取り消すことはできません。消費者契約法や民法の規定に基づく取消し、無効などの主張ができるかどうか、慎重に検討することが必要です。